

松江家庭裁判所委員会（第6回）議事概要

1 日時

平成17年12月20日（火）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長）西島幸夫

（委員） 熱田幹裕，太田雅也，岡本 恵，小原千明，澤アツ子，水野彰子，
吉迫哲哉，米田容子（五十音順敬称略，1名の委員は欠席）

（説明者）松下事務局長，中嶋首席家裁調査官，秋村首席書記官

（庶務）川西総務課長，星野総務課課長補佐

4 議事（発言者 ■委員長，○委員，●説明者）

(1) 松江家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員自己紹介

(3) 委員長選任

委員長に西島委員が選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長により太田委員が指名された。

(5) 委員会運営に関する事項の確認

委員会は委員長が招集し，回数は年2回程度，議事は公開しない。

議事録については議事概要を作成し，出席委員が確認の上，ホームページに掲載して公開する。

なお，議事概要には発言した委員の氏名等は掲載しない。

議事の公開について委員から次のような発言があった。

○ 自治体の委員会等も今は公開が主流となっている。開かれた裁判所という意味でも公開を考えてもよいのではないか。

○ 公開するということはマスコミの方が自由に来られるということか。

○ マスコミに限らず自由に見ていただくということになるのではないか。

第1回委員会でもその点議論しているようで，「県の審議会等も公開しており，情報を公開するのが流れである」という意見が出ているが，一方「公開

されると自由に話すことをためらってしまう」という意見もあり、当面非公開とすることになったようだ。

- この委員会の趣旨が広く国民に意見を求めるというものであり、行政とか司法の根幹に関わる改革とか、特定の何かについて調査、研究するとかという意味合いの委員会ではないので公開しても何ら差し支えないと思われる。
- ホームページに載せるのであれば、議事を公開するのも同じではないか。
- 他の家裁委員会では、非公開が主流と思われる。思いつきの発言でもかまわないので、できるだけ自由な発言をしていただき活発な議論を行っていたとこの趣旨だと思われる。
- 私もいろいろな委員会に出ているが、公開すると発言が慎重になってしまうという意見を耳にする。気さくに何でも発言しやすい委員会にする意味で非公開がよいのではないか。ホームページ上で議事概要を公開すればそれでよいと思う。
- 他の家裁委員会も議事の傍聴を自由にしているところはあまりないのではないか。
- 委員会は非公開が主流であるということとホームページでかなり詳しい議事概要を掲載しているということであるので、公開しなくてもよいと思う。それに公開となるとどうしても発言に慎重にならざるを得ないので、あえて議事を公開する必要はないのではないか。
- この委員会で組織としての立場で発言していく場合は、やはり報道関係が入っていると、考えながら発言しなくてはならない。自由な発言を促す意味では非公開とし、ホームページ上に議事概要を掲載すればよいと思う。
- 開かれた司法を実現していくには委員会での情報を流して行くことは必要であろうが、自分自身に置き換えて考えると公開することについて不安の方が大きい。
- 委員会のテーマによっても見解は分かれるのではないか。
- テーマをどこまで掘り下げていくかという問題とも絡んでくるとと思われる。
- 公開、非公開両意見あるが、非公開という意見の委員が多く、また、公開にためらいがある方の発言の機会を保障していくという考え方からすれば、非公開という意見の委員がいる以上、その意見を尊重したい。御了解いただ

ければ当面は従来どおり非公開としたい。

(6) ビデオ上映「知っていますか？裁判所」

裁判所紹介の広報用ビデオの視聴

(7) 庁舎見学

調停室，審判廷等の見学

(8) 「裁判所を巡る諸情勢について」松下事務局長から説明

(9) 裁判所に対する印象，庁舎見学の感想

裁判所に対する印象，庁舎見学の感想について委員から次のような発言があった

- 少年待合室が殺風景である。傷ついている少年達の心が和むような配慮がほしい。例えば絵を飾るとかされてはどうか。相談室については椅子もピンクの明るい色調であり，窓もあり配慮してあることがうかがわれたが，少年待合室には外窓もない。
- 全国的に少年犯罪がクローズアップされている折から，審判廷，少年待合室に関心を持って見学した。緊張感，不安を抱えて家裁の建物に入ってくる少年を迎えるために，もう少し落ち着くような配慮がなされてもよいのではないか。審判廷には危ないものを置かないという説明があったが，それはそれとしてももう少し何か配慮をすべきであろう。庁舎全体として冷たいイメージであり，威圧感も覚えた。また，玄関案内所には制服を着た守衛の方が立っていたが，初めて訪れた者にとっては案内を請いにくい雰囲気であり，玄関は総合案内所という視点から，ハード面ソフト面においてももう少し考慮されてもよいのではないか。
- DV被害者の相談を受ける仕事をしていたときに，裁判所の窓口は事務的で冷たいという当事者の話をよく耳にした。窓口で質問したくてもしにくい雰囲気であるということ当事者だけでなく，付き添って行った相談員からも聞いていた。先ほど窓口を見学したが，私たちが入っても職員は下を向いて仕事をしたままで，迎え入れるという雰囲気に欠けていた。訪れた者は誰にどう話をもっていけばよいのか戸惑うと思う。人の気配がしたら立ち上がって対応するという気遣いが欲しい。また，少年待合室は少年の心を和ませるために，色調，調度品にももう少し工夫できる部分があるのではないか。

○ 古い建物を工夫して使っている努力の跡は拝見できたが、それなりである。今回出た各委員の意見を参考にされて、壁の色調とか照明とかについて、インテリア等の専門家にアドバイスをもらうとか、予算の範囲内でまずできるところから検討されてはどうか。また、先程の委員の意見にもあったが、最初に足を踏み入れる正面玄関ホールの案内について少し工夫されるとか、パンフレット等の置き場所についても、来庁者が手に取りやすい場所、配置を工夫されてはどうか。こういったことに関しても職員の発想よりも専門家の知恵を借りた方がよいのではないか。

■ これまでの委員会でも同様の指摘があり、玄関ホール等も随分変えてきたようだが、やはり付け焼き刃のようなどころもあるかもしれない。

○ 予算はかかるが、素人が考えるより専門家に任せた方が効果があがる。目的を達成するためにはコストと時間はかかる。

○ 予算削減の折からなかなか難しい面もあるだろう。

○ 予算がないということは、自治体も同じである。予算がない中でどう改善していくかという問題であり、職員がどう意識を変えていくかということである。自分たちでできることから変えていこうという意識を醸成することが大事なことであり、開かれた裁判所にしていくためには、従前からの意識をまず変えることである。大きな枠組みを変えることは無理でも、必ずできることはあるはずであり、そういうところにまず着手していただきたい。相談室に造花が飾ってあったが、生花を置いて欲しい。

○ 必要性の順番だと思う。裁判員制度にともなう法廷等の改修は必要に迫られたものだが、それと同じようなレベルで少年待合室等の改装も考えていかないと、なかなか進展はない。

○ 学校の経営ということに携わっていても、短い任期の間には変えようと思っても時間的に無理な場合が多い。限られた任期で何か改革、改善していこうと思うと、かなり思い切らないとできない。

(10) テーマ選定について

委員から提出のあったテーマについて、提案趣旨等を説明していただき意見交換を行った。意見交換の結果、「積極的広報活動のあり方」及び「調停委員の研修のあり方」が次回テーマとして選定された。テーマ選定について

委員から次のような意見があった。

- 積極的なPRが重要である。先日、鳥取県で法テラスが試行され、予想以上の成果が上がったが、あれはマスコミもニュースで取り上げたし、事前にPRしたことにより大きな反響があった。PRと潜在的にあるものをマッチングさせないと成果として出てこない。家裁の広報においても情報発信、PRの手だてはいろいろあると思われるので、そういったことをテーマとして取り上げ、少しでも効果的な広報が実現できたらと思う。
- 裁判員制度の広報活動についても一般広報活動と兼ねあう部分で検討できると思う。
- 裁判員制度の広報活動については、現在、一般的な広報活動とは別に取り組んでいる。公民館等をまわってパンフレット類を配布したり、公民館等で集まりがあると出かけて行って説明したりしている。裁判員制度の広報といわゆる家庭裁判所の役割、利用の仕方をPRするといった家裁一般の広報が考えられるが、広報活動という点ではまとめて協議できると思う。
- 現場サイドで、家裁の相談窓口での対応に関しての当事者からの不満をよく耳にするので、家裁の相談窓口での対応のあり方を協議し改善につながればと考える。
- 弁護士が行う法律相談等は開催日が決まっているが、家庭裁判所の相談窓口は毎日開かれており、いつでも相談に行くことができる。ただ、家事相談そのものがほとんど知られていないので、自治体の市民相談室等にパンフレット等を置くとかPRの方法も考えていく必要があるのではないか。
- 子との面接交渉調停事件に関するビデオがあると聞いたが、まだ、見たことがない。どのような活用がなされているのか、また、教育的な意味での調査官の当事者への介入の現状について伺いたい。
- 一昨年、各庁にCD-ROMで配布されておりパソコン画面でみることができる。親の離婚が子どもの心に及ぼす影響を考えるとという内容であり、当庁でも頻度は少ないが利用している。最高裁も動く教育プログラムということで力を入れている。また、親が離婚したときの子どもの傷つき、親が子どもに何を配慮すべきか等についても、そういった問題を扱った絵本を購入し、本庁、各支部に備え付けている。

- 家事調停委員の研修（ジェンダー・バイアスを解消するための研修等）について提案されているが、具体的にどのようなケースがあったのか。
- 当事者からの伝聞である。
- 新任調停委員については、年度当初に2日間にわたり研修を行っている。その研修の場において今年は「ジェンダーの視点に沿った当事者対応」と題して男女共同参画センターの相談員の方に講義をお願いした。調停委員の研修、研究会は年間を通じて何度か実施している。今年もジェンダーの観点からの当事者対応は実施した。今後も研修計画の中で考えていきたい。
- この問題は、従前から、いろいろな場で調停委員への批判ということで指摘されてきた。裁判所としてもいろいろな機会を捉えてやってきているつもりではあるが、今後もやっていかねばならないだろう。
- この問題は、調停委員の自主的研修会でも取り上げて、自分たちの問題としてチェックを行っている。
- 少年が何か問題を起こしたときに人権と個人情報保護がネックになり、保護司等が家庭の中に介入しにくくなっている。その分少年を預かる学校現場に負担がきている。以前、少年が事件を起こしたときに、受け入れてくれる機関がなく、学校としても困ったことがあった。保護司と少年の関係も問題が多いと聞いている。家裁と保護司との連携はどうなっているのか。
- 保護司は保護観察所の管轄であり、裁判所が直接関わることはない。保護観察所には保護司を監督する保護観察官がおり、保護観察官を通じて裁判所に情報は入ってくる。裁判所としても保護観察所や警察等の関係機関との連携の場を協議会という形で例年設けている。
- 「積極的広報活動のあり方」と「調停委員の研修のあり方」が複数の委員からの提案であり、よろしければこの二つを次回テーマとしたい。その他の提案テーマを取り上げるかどうかについては、次回委員会の状況を見ながら検討したい。

(11) 次回開催日時

次回は、平成18年5月9日（火）午後1時30分～4時の予定で開催されることになった。

